

○大刀洗町議会モニター設置要綱

(平成26年1月10日議会要綱第1号)

改正 平成28年3月4日議会要綱第1号

(目的)

第1条 この要綱は、町議会モニターを設置することにより、大刀洗町議会（以下「町議会」という。）の運営等に関し、町民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、町議会の運営等に反映させ、町議会の円滑かつ民主的な運営を推進することを目的とする。

(定員)

第2条 町議会モニターの定員は、8人以内とする。

(資格)

第3条 町議会モニターは、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 年齢は、満18歳以上の町民であること。
- (2) 町議会のしくみ及び運営に関心があること。
- (3) 町政及び地域社会の発展に関心があること。

(職務)

第4条 町議会モニターは、次の各号に定める職務を行うものとする。

- (1) 会議（本会議、各種委員会で、非公開で行われるものを除く。）の傍聴に努める。
- (2) 議長が依頼した町議会の運営に関する調査事項に回答すること。
- (3) 町議会議員と年1回以上、意見交換を行うこと。
- (4) その他議長が必要と認めたこと。

(募集方法)

第5条 町議会モニターは、公募とする。ただし、議長は適当と認めた団体等に対し、適任者の推薦を依頼することができる。

(委嘱)

第6条 町議会モニターは、公募者及び推薦者のうちから議長が委嘱する。

2 議長は、前項の規定による町議会モニターの委嘱にあたっては、町議会モニターの年齢、居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(解任)

第7条 町議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は、当該町議会モニターを解任できるものとする。

- (1) 町議会モニターから辞任の申し出があったとき。
- (2) その他議長が必要と認めたとき。

(任期)

第8条 町議会モニターの任期は、2年とし、再任を妨げない。

(謝礼)

第9条 町議会モニターは、無償とする。ただし、議長が必要と認めたときは、謝礼することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月4日議会要綱第1号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。